

**(別添 1)**  
**課税の求め等の記載事項・記載要領例**

(1) 課税の求め

令和 年 月 日

財務大臣

殿

住所又は居所  
申請者 氏名又は名称  
代表者名

〇〇国産〇〇〇〇に対する相殺関税を課することを求める書面

〇〇国から輸入された〇〇〇〇について、同国における補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実がありますので、相殺関税に関する政令第4条第1項に規定する補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての証拠を添えて、関税定率法第7条第5項の規定により当該〇〇〇に対し相殺関税を課することを求めます。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
2. 補助金の交付を受けた貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
  - 2-1 当該貨物の品名
  - 2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号
  - 2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴
3. 補助金の交付を受けた貨物の供給者又は供給国
4. 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
  - 4-1 本邦の産業が生産する補助金の交付を受けた貨物と同種の貨物

- 4-2 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明
- 5. 補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要
  - 5-1 当該貨物の輸入の事実
    - 5-1-1 補助金額
  - 5-2 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実
    - 5-2-1 当該貨物の輸入量
    - 5-2-2 当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響
    - 5-2-3 当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響
    - 5-2-4 因果関係
      - 5-2-4-1 当該貨物の輸入による影響
      - 5-2-4-2 当該貨物の輸入以外の要因による影響
    - 5-2-5 実質的な損害のおそれに基づき相殺関税を課することを求める場合には、当該貨物の輸入によって損害がもたらされることが明らかに予見され、かつ、急迫していることを示す事実
- 6. 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
- 7. 当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
- 8. その他参考となるべき事項
  - 8-1 補助金の交付を受けた貨物の輸入者及び供給者
  - 8-2 当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等
  - 8-3 当該貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体
  - 8-4 当該貨物と同種の貨物の主要な消費者団体（当該貨物が小売に供されている場合に限る。）
  - 8-5 当該貨物の本邦及び他国における相殺関税課税状況
  - 8-6 当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般的状況

## (2) 調査対象外供給者に係る相殺関税の変更又は廃止の求め

令和 年 月 日

財務大臣

殿

住所又は居所  
申請者 氏名又は名称  
代表者名

〇〇国産〇〇〇〇に対する相殺関税の調査対象外供給者に係る課税の  
変更（廃止）を求める書面

〇〇〇政令（〇〇〇年政令第〇〇〇号）により課されている〇〇国から輸入された〇〇〇〇に対する相殺関税の額は、現実の補助金の額と異なるものと考  
えますので、相殺関税に関する政令第4条第2項に規定する申請者に係る貨物  
に課される当該相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関  
する事実についての証拠を添えて、関税定率法第7条第13項の規定により当  
該相殺関税の変更（廃止）を求めます。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
2. 相殺関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
  - 2-1 当該貨物の品名
  - 2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統  
計品目番号
  - 2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴
3. 調査対象外供給者に該当する事情
  - 3-1 企業概要
    - 3-1-1 企業の名称
    - 3-1-2 会社の種類（株式会社、有限会社、合資会社等）
    - 3-1-3 資本金
    - 3-1-4 代表者氏名

- 3-1-5 従業員数
  - 3-1-6 本社所在地
  - 3-1-7 工場所在地
  - 3-1-8 株主
  - 3-1-9 主たる生産又は販売品目
  - 3-2 法第7条第6項又は第19項の調査の対象となった期間中の当該貨物の生産実績、販売実績及び本邦への輸入実績
4. 申請者に係る貨物に課される相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実の概要
- 4-1 当該貨物に課される相殺関税の額
  - 4-2 現実の補助金額
5. 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
6. その他参考となるべき事項
- 6-1 申請者に係る指定貨物の輸入者

### (3) 相殺関税の変更又は廃止の求め

令和 年 月 日

財務大臣

殿

住所又は居所  
申請者 氏名又は名称  
代表者名

〇〇国産〇〇〇〇に対する相殺関税の変更（廃止）を求める書面

〇〇〇政令（〇〇〇年政令第〇〇〇号）により課されている〇〇国から輸入された〇〇〇〇に対する相殺関税について、事情の変更があると考えますので、相殺関税に関する政令第4条第3項に規定する関税定率法第7条第17項第1号又は第2号に掲げる事情の変更があることについての証拠を添えて、同条第18項の規定により当該相殺関税の変更（廃止）を求めます。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
2. 相殺関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
  - 2-1 当該貨物の品名
  - 2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号
  - 2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴
3. 相殺関税に係る指定貨物の供給者又は供給国
4. 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
  - 4-1 当該貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体に該当する事情
  - 4-2 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
    - 4-2-1 本邦の産業が生産する補助金の交付を受けた貨物と同種の貨物

物

4-2-2 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの  
説明

5. 指定貨物に係る補助金についての事情の変更又は当該貨物の輸入の本邦の  
産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更の概要

5-1 当該貨物に係る補助金についての事情の変更

5-1-1 補助金額についての事情の変更

5-2 当該貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実につ  
いての事情の変更

5-2-1 当該貨物の輸入量についての事情の変更

5-2-2 当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響につ  
いての事情の変更

5-2-3 当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての事情の  
変更

5-2-4 実質的な損害のおそれについての事情の変更を求める場合に  
は、当該貨物の輸入によって損害がもたらされていることが明  
らかに予見され、かつ、急迫していることを示す事実について  
の事情の変更

6. 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及び  
その理由

7. 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者である場合、申請者の事情変更  
の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

8. その他参考となるべき事項

8-1 相殺関税に係る指定貨物の輸入者及び供給者

8-2 当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般状況

8-3 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者である場合には、当該貨  
物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等

#### (4) 相殺関税の課税期間の延長の求め

令和 年 月 日

財務大臣

殿

住所又は居所  
申請者 氏名又は名称  
代表者名

〇〇国産〇〇〇〇に対する相殺関税の課税期間の延長を求める書面

〇〇〇政令（〇〇〇年政令第〇〇〇号）により課されている〇〇国から輸入された〇〇〇〇に対する相殺関税に関し、相殺関税に係る指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が課税期間の満了後も継続し、又は再発するおそれがあると考えますので、相殺関税に関する政令第4条第4項に規定する、関税定率法第7条第23項に規定する補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての証拠を添えて、同項の規定により当該相殺関税の課税期間の延長を求めます。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
2. 相殺関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
  - 2-1 当該貨物の品名
  - 2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号
  - 2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴
3. 相殺関税に係る指定貨物の供給者又は供給国
4. 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

5. 補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間（課税期間）の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることの概要
6. 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
7. 当該延長の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
8. その他参考となるべき事項
  - 8-1 相殺関税に係る指定貨物の輸入者及び供給者
  - 8-2 当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等
  - 8-3 当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般状況



## (5) 約束の変更の求め

令和 年 月 日

財務大臣

殿

住所又は居所  
申請者 氏名又は名称  
代表者名

### 〇〇国産〇〇〇〇に関する約束の変更を求める書面

〇〇国から輸入された〇〇〇〇に関して、関税定率法第7条第9項により受諾された約束について、事情の変更があると考えますので、相殺関税に関する政令第4条第5項に基づき、関税定率法第7条第17項第1号又は第2号に掲げる事情の変更があることについての証拠を添えて、同条第28項の規定により当該約束の変更を求めます。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
2. 約束に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
  - 2-1 当該貨物の品名
  - 2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号
  - 2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴
3. 約束に係る貨物の供給者又は供給国
4. 約束に係る貨物の輸出者に該当する事情
5. 約束に係る貨物に関する補助金についての事情の変更又は当該貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更の概要
  - 5-1 当該貨物に関する補助金についての事情の変更
    - 5-1-1 補助金額についての事情の変更

- 5-2 当該貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更
  - 5-2-1 当該貨物の輸入量についての事情の変更
  - 5-2-2 当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響についての事情の変更
  - 5-2-3 当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての事情の変更
  
- 6. 提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
  
- 7. 変更を求める約束の具体的内容
  - 7-1 変更前（現在）の約束の内容
  - 7-2 変更後の約束の内容
  
- 8. その他参考となるべき事項
  - 8-1 約束に係る貨物の輸入者